

議案第47号

令和5年度二宮町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度二宮町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362,294千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,918,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月1日提出

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
10 地 方 特 例 交 付 金	
	1 地 方 特 例 交 付 金
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
19 繰 入 金	
	2 特 別 会 計 繰 入 金
20 繰 越 金	
	1 繰 越 金
22 町 債	
	1 町 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
23,240	2,639	25,879
23,000	2,639	25,639
1,900,000	126,743	2,026,743
1,900,000	126,743	2,026,743
1,486,551	11,404	1,497,955
954,717	350	955,067
525,075	11,054	536,129
735,423	5,657	741,080
219,904	5,657	225,561
385,099	17,679	402,778
3	17,679	17,682
247,000	230,972	477,972
247,000	230,972	477,972
308,300	△32,800	275,500
308,300	△32,800	275,500
9,556,152	362,294	9,918,446

歳 出

款	項
1 議 会 費	1 議 会 費
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
	3 清 掃 費
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費
7 土 木 費	4 都 市 計 画 費
9 教 育 費	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 社 会 教 育 費
	5 保 健 体 育 費
12 予 備 費	1 予 備 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
127,361	259	127,620
127,361	259	127,620
1,442,904	324,568	1,767,472
1,217,832	324,568	1,542,400
3,445,552	32,416	3,477,968
2,145,325	9,839	2,155,164
1,300,124	22,577	1,322,701
1,156,445	885	1,157,330
510,071	95	510,166
185,193	790	185,983
115,412	150	115,562
100,175	150	100,325
885,923	536	886,459
603,261	536	603,797
1,078,523	3,061	1,081,584
145,819	1,074	146,893
88,233	1,359	89,592
183,334	626	183,960
281,901	2	281,903
18,015	419	18,434
18,015	419	18,434
9,556,152	362,294	9,918,446

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
町道舗装補修事業	令和5年度 ） 令和6年度	20,000

### 第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	67,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。